

寄居町

建設工事の入札における最低制限価格制度等の実施について（おしらせ）

町では低価格入札（ダンピング）による工事の質の低下、下請負者・建設労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底などを抑制するため、以下のとおり、最低制限価格制度および低入札価格調査制度ならびに建設工事の入札に係る設計金額の一部事後公表を実施します。

1. 最低制限価格制度の実施について【継続】

一定の金額を下回る入札をした者を失格とする最低制限価格制度を次により実施します。

【適用対象】

設計金額2,000万円以上となる建設工事の競争入札において適用します。

【最低制限価格の設定の設定方法】

設計金額を構成する費目に基づき、下記の算定式で設定します。

【設定範囲】

予定価格の70%～90%

【算定式】

- ①直接工事費 × 95% （円未満切捨て）
- ②共通仮設費 × 90% （円未満切捨て）
- ③現場管理費 × 90% （円未満切捨て）
- ④一般管理費等 × 55% （円未満切捨て）

最低制限価格＝①～④の合計額（千円未満切捨て）×1.08

※工事の性格上、上記の設定方法により難しい場合は、予定価格の70%～90%の範囲内で定めた額とします。

2. 低入札価格調査制度の試行導入について【継続】

総合評価落札方式による建設工事のすべての競争入札において、低入札価格調査制度を試行導入します。なお、本制度における調査基準価格の設定については、上記の最低制限価格と同様の算定式を用いて設定します。

3. 建設工事の入札に係る設計金額の一部事後公表について【継続】

最低制限価格近傍価格への入札が誘導され、同額の入札者のくじ引きによる落札により、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注する事態を防止するため、建設工事における設計金額の一部事後公表を実施します。

【適用対象】

設計金額2,000万円以上となる建設工事の競争入札において適用します。

●お問合せ先

寄居町役場 財務課 管財契約班

電話番号 048-581-2121 内線322